

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 港湾法施行令の一部改正

一 港湾法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める荷さばき施設の用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の荷さばきであつて、流通加工を伴うものとするとともに、同号の政令で定める道路その他の港湾施設は、当該荷さばき施設の機能を確保するための道路等とすること。
(第四条の二関係)

二 その他所要の改正を行うこととする。

第二 関税法施行令その他の関係政令の一部改正

関税法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則関係

この政令は、公布の日から施行することとする。